

## 平成 30 年第 1 回定例会 防災警察常任委員会

平成 30 年 2 月 27 日

谷口委員

今日は巡回連絡についてまずお伺いをしていきたいと思います。

巡回連絡につきましては、我が会派の渡辺団長がかつての代表質問に取り上げさせていただきましたが、今日はその確認を含めて、違った観点からもお聞きしていきたいと思います。

巡回連絡は個人的にも何度か来ていただいたこともあります、いずれにしてもそこで警察官の方と会うことによって身近に感じるという意味もありますし、警察官の方からそのまちの治安の状況や、それから交通事故の状況とか様々な情報を得られることができますし、いい関係を自分の中でつくっていくという意味では非常に大事な活動だと思っております。

ただ、マンションもオートロックが増えてきて、下からピンポンしても出られなかつたり、忙しいからということで断られるケースや、不在のところも多くて巡回連絡が行き届いていない面もあるのではないかと思っております。また、今、紙ベースで巡回連絡カードを作っていると思いますが、例えば、これを長期的に今後運用していく中で、データ化というのもオプションになるとといった観点からいくつかお伺いをしていきたいと思います。

地域指導課長

目的についてお答えいたします。

巡回連絡は、交番や駐在所の警察官が県民の皆様の家庭や会社等を訪問して、犯罪の予防、災害事故等の防止に必要な情報を提供することにあります。

また併せて、地域の皆様の困り事、意見、要望等をお伺いして、良好な関係を保持するとともに、地域の実態を掌握して皆様の日常生活の安全と平穏な生活を確保することを目的に実施しております。

谷口委員

巡回連絡、実施の時期をどれぐらいの頻度でやることになっているのかお伺いします。

地域指導課長

巡回連絡の実施の時期についてですが、巡回連絡は年間を通じて実施しておりますが、居住者の入れ替わりの多い 4 月と 10 月に強化期間を設けて実施しております。

谷口委員

4 月と 10 月に強化期間を設けてやっているということなのですが、もう一度確認させてください。

地域指導課長

指導内容につきましてですが、巡回連絡は県民の皆様の理解と協力を得て行うものでありますので、訪問先の方々に対し身近なところで発生している侵入盗や特殊詐欺等の犯罪、あるいは交通事故の発生状況等を説明しながら、被害や事故に遭わないよう指導しております。

その上で、県警察で定めている巡回連絡カードの作成についても併せて協力

をお願いしているところであります。

谷口委員

そのカードを作る目的について教えてください。

地域指導課長

巡回連絡カードの作成目的につきましては、事件、事故や災害に遭われたとき、また、迷子、お年寄りを保護したときに御家族に連絡するなどのために作成していただいております。

谷口委員

巡回連絡カードは、誰が作成をして、どういう内容なのか、一部今の御答弁とかぶるところがあるかもしれません、お答えいただきたいと思います。

地域指導課長

巡回連絡カードは、原則として世帯主や事業主の方に任意に作成していただいております。

内容につきましては、住所、家族の氏名、生年月日、非常の場合の連絡先などの記載欄があります。

谷口委員

生年月日、非常の場合の連絡先、これは分かるのですが、いずれにしてもそういう細かなことを書いていただく必要性について確認させてください。

地域指導課長

生年月日の記入につきましては、万が一の事件、事故や災害などに遭われた場合、その方を特定するために必要なものと考えております。

また、非常の場合の連絡先の記入につきましては、事件、事故や災害に遭われたときや迷子、お年寄りを保護したときなど、非常の場合に連絡が必要になることもありますので、できる限りその家族や知人等の勤務先、学校等の記載をお願いしているところであります。

いずれにしましても、災害や事故等が発生した場合に、御本人のお役に立てるものと考えております。

谷口委員

それで、冒頭申し上げましたが、今紙ベースで運用しているということなのですが、セキュリティーの問題とか当然あるかと思いますが、例えば今携帯電話の契約に行くと、i p a d でその場で書類をつくって、サインを書いてというような、ほとんどペーパーレスで契約ができてしまうという形も普及をしてきていますし、今後カードで、紙ベースで書いてもらったものをデータベース化しておくとか、もしくは書いてもらうときにタブレット端末でやってもらうということも考えるべきではないかと思うのですが、カードの特にデータ化ということについて、今県警察ではどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

地域指導課長

巡回連絡は、交番や駐在所の警察官が、担当する地域の皆さんと面接して良好な関係を保持するものというものです。その際作成する巡回連絡カードは、交番や駐在所の警察官が、その目的に沿った活動に活用するためのものでありますので、今のところその内容をデータ化した管理は考えておりません。

谷口委員

そのカードの保管と管理というのはどのようにされているのかお尋ねいたします。

地域指導課長

巡回連絡カードは、現在交番や駐在所の警察官が、それぞれの交番、駐在所において、鍵のかかるキャビネットに収納し、紛失、盗難などのないよう十分配慮して保管、管理しております。

谷口委員

要するに交番ごとで外には出さないで、交番の中で管理しているということでおよろしいのでしょうか。

地域指導課長

委員おっしゃるとおりでございます。

谷口委員

データ化についてはなかなか今のところ構想段階にもないということなのですが、今後この巡回連絡を効率的にやっていくことが大事だと思うので、そのためにどういった取組をするのかお伺いしたいと思います。

地域指導課長

今後の取組といたしましては、他部門の協力を得ながら巡回連絡に専念できる体制を確保してまいりたいと思います。

また、年2回実施している強化期間に合わせ、居住者の入れ替わりの多いアパート、マンションを中心とした巡回連絡を計画的に実施してまいります。

その他、年間を通じて不動産関係団体等の協力を得ながら、個々のアパートの管理者との良好な関係を築き、各世帯に対する効果的な巡回連絡を推進して、管内実態を掌握することにより、地域における安全と平穏な生活の確保を努めてまいりたいと思います。

谷口委員

今後、不動産屋、宅建業の方の協力を得ながら、ただ回るのではなく引っ越しの多い、転居の多い所、そうした所を中心に回っていただきたい、とても大事な活動だと思っておりますので是非効率的に取組んでもらいたいと思っております。

また、言わずもがなですが、来年はラグビーワールドカップもありますし、再来年は東京オリンピック・パラリンピックも開催されますし、県民の治安に対する態度はますます高まっていくと思いますし、是非効率的な巡回連絡を通じて、犯罪の予防とか、また、交通事故、様々な市民の安全のために取組んでいただけるよう要望したいと思います。

次に、警察犬の活動状況についてお伺いをしていきたいと思います。

まず、警察犬制度の現状についてお伺いします。

鑑識課長

警察犬とは、一般に足跡追求、臭気選別、捜索活動及び警戒活動を中心に、犯罪捜査等の警察活動、これに適するように訓練、育成された犬の総称とするものであります。

現在、県警察におきましては、直接県警が訓練、育成をしております直轄警

察犬 15 頭と、民間で飼育をされている犬のうち審査会で合格した嘱託犬 25 頭です。

谷口委員

今、直轄犬と嘱託犬という二つの種類があるというお話がありましたが、まず直轄警察犬の出動体制はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

鑑識課長

直轄警察犬の出動体制につきましては、深夜帯や休日、これに迅速に対応できますように、警部以下 10 名、4 交代、24 時間出動が可能な体制を維持しております。

谷口委員

直轄警察犬の犬種について伺います。

鑑識課長

現在県警察の直轄警察犬は 15 頭おります。その犬種につきましては、ジャーマンシェパード 11 頭、ラブラドールレトリバーが 4 頭となっております。

この 2 犬種の導入の理由ですが、まず、ジャーマンシェパードにつきましては、運動神経と嗅覚及び聴覚が優れ、性格は極めて従順であり、知能は他の犬種と比較して卓越をしていることからであります。一方のラブラドールレトリバーにつきましては、頑健な体質、それと優れた嗅覚を兼ね備え、性質も従順であることからであります。

谷口委員

それでは、今直轄犬の犬種の話がありましたが、直轄警察犬と嘱託犬のそれぞれの執務状況の確認をさせてください。

鑑識課長

まず、直轄警察犬につきましては、平成 29 年中の出動総件数、これについては 764 件であります。

出動総件数のうち、犯罪捜査のための出動、これについては 272 件、約 35%、所在不明事案での捜索活動件数につきましては 470 件、約 62% であります。その他の出動件数としまして 22 件ございますが、これについては、警備出動 16 件、広報活動等 6 件であります。

嘱託警察犬につきましては、平成 29 年中は、嘱託警察犬 25 頭を嘱託しておりましたが、出動件数及び頭数は、6 件 6 頭で、いずれも所在不明事案である、少年の所在不明事案 1 件、高齢者の所在不明事案 5 件の捜索活動に従事していただきました。

鑑識課長

まず、出動件数の推移でありますが、平成 25 年には 462 件であったものが、昨年 29 年には 764 件であり、増加傾向にあるところであります。

また、最近の特徴といたしましては、昨年 29 年中の行方不明者の捜索活動件数 470 件のうち、65 歳以上の高齢者の方の捜索が 336 件であり、その割合は約 71% となっております。

谷口委員

特に行方不明の方の捜索で、65 歳の高齢者の方が 7 割以上を占めるというお話をありました。

次に、直轄警察犬の効果事例についてお伺いしたいと思います。

鑑識課長

平成 29 年中の主な効果事例について 2 件御紹介をさせていただきます。

1 件目につきましては、昨年の 8 月、被疑者がマンションの自室に放火をして逃走した事案で、警察犬を出動させ捜索をさせたところ、マンション敷地内の植え込み、ここに投げ捨てられた、犯行に使用されたマッチ箱、これを発見した事例が 1 件ございます。

2 件目につきましては、同じく昨年の 11 月、これは認知症の 90 代の女性の方が自宅から所在不明となりまして、警察犬を出動させ捜索をさせたところ、不明者宅から約 70 メートル離れた一般民家の車庫内の駐車中の車両の下に倒れているところを発見、保護した事案があります。

谷口委員

すばらしい成果が得られているということがよく分かりましたが、嘱託警察犬はどうやって選ぶのか、選考方法についてお伺いしたいと思います。

鑑識課長

選考方法につきましては、毎年警察本部が主催をいたします嘱託警察犬審査会、これにおいて選考審査をしております。

出場できる犬につきましては、(公社) 日本警察犬協会公認の 7 種類で、同協会の登録犬としているところです。

審査内容といしましては、警察の捜査活動に活用する能力を有している犬であること、また、警察犬の出動する事件が発生した場合には、やむを得ない場合を除いて出動ができる訓練士であることといった要素を総合的に審査した上、合格した方に検察本部長名で嘱託をしているところです。

谷口委員

ちなみに、7 種類というお話でしたが、どういった犬種があるのかお伺いします。

鑑識課長

平成 30 年の嘱託警察犬につきましては 25 頭であります。その犬種につきましては、ジャーマンシェパードが 21 頭、ラブラドールレトリバーが 3 頭、あとエアデールテリアが 1 頭ということであり、いずれも (公社) 日本警察犬協会公認の 7 種類ということになります。

谷口委員

ちなみに、7 種類について教えてください。

鑑識課長

7 種類につきましては、まずジャーマンシェパード、それとドーベルマン、エアデールテリア、コリー、ボクサー、ラブラドールレトリバー、ゴールデンレトリバー、以上 7 種類です。

谷口委員

全国的に嘱託警察犬が減少しているとの報道がなされていますが、その影響について伺います。

鑑識課長

全国の嘱託警察犬は、平成 21 年、これをピークに減少傾向に転じまして、平

成28年にはピーク時に比べて約1割減という報道がされていることは承知をしております。

都県の嘱託警察犬におきましては、先ほど御説明したとおり、毎年嘱託警察犬審査会の結果により委嘱をしているところですが、過去5年の審査会への申込み頭数が毎年50頭前後、また、実際に嘱託している頭数につきましても毎年25頭前後ということで推移しておりますので、当県における嘱託犬に関しての影響、これは認められません。

谷口委員

嘱託警察犬に、どちらかというと大型犬を中心だと思うのですが、例えば高齢者の行方不明の捜索なども含めて、能力という点があるのかもしれないですが、小型犬というのは使えないのかという点について、今のところのお考えをお伺いできますか。

鑑識課長

警察犬におきましては、実際の捜索すべき活動場所と想定されるところに大きな段差ありましたり斜面ありましたり、中には背の高い草木があるという山林、雑木林等の捜索、また、継続的に広範囲に創作活動に従事するためには十分な体力と持久力というものが必要となるわけです。

ですから、小型犬は臭気等の能力が優秀であっても、捜索に必要な体力、持久力は大型犬に比べて劣るということは事実であるということですので、現在のところ県警では小型犬を嘱託警察犬として採用の予定はありません。

谷口委員

それでは、今後の嘱託警察犬の犬をどのように運用していく方針なのか確認をさせてください。

鑑識課長

今後の運用につきましてですが、まず、嘱託警察犬の必要性につきましては、広範囲な捜索で直轄警察犬だけでは対応できない場合、また、直轄警察犬が他の活動で出動が不能な場合、さらには出動場所が遠方であり、急を要する場合がございます。

また、嘱託警察犬と直轄警察犬との合同訓練を実施いたしまして、互いに切磋琢磨することで、警察犬全体の能力の向上が期待できるということです。

そういう意味からも、今後は直轄警察犬、嘱託警察犬両方を併用することで、より効果的な運用を図りまして、被疑者の検挙と人命の救助、これができるよう万全を期してまいります。

谷口委員

今日伺ってきた中で、年間の出動件数の700件を超えるような、かなり忙しい出動ペースだと思っています。その一方で、それだけ活動する場があり、また成果を出していくだいているということだと思うのですが、是非そこら辺はしっかりとこの体制を維持していただいて、やっていっていただきたいと思います。

また、小型犬の話もしましたが、今のところは検討はしていないということなのですが、今後広報活動という側面も検討していただいて、そうした面で県

の皆さんに親しんでいただけた、そういう能力も備えた小型犬というのも是非また検討していただければというふうに要望させていただきたいと思います。

最後に、駐車監視員制度の効果的な活用についてお伺いをしていきたいと思います。

今の駐車情勢につきましては、平成18年6月に車両の使用者責任ということと、取締りの一部を民間委託する道交法の一部を改正する条例が施行されました。

それから10年たったわけですが、最初の頃は、民間の方が取締りをするということで戸惑いも多かったかと思うのですが、かなり定着してきた感じがあります。

恐らく違法駐車もその効果で減ってきてていると思うのですが、さらにこの駐車監視員に、本来業務だけではなくて、それ以外のところにも、もし余裕があれば活躍していただけた場もあるのではないかということで、今日はちょっと質問していきたいと思うのです。

まず最初に、駐車法制が改正された背景について確認をさせてください。  
駐車対策課長

従来警察では、違法駐車を認知した場合は、運転者の特定、呼び出しに努めてまいりました。しかし、放置駐車に関しては運転者の特定が難しく、十分な責任追及が行えなかつたため、違法駐車全体の抑止が困難となっていました。

そこで、車両の使用者に対し、放置違反金の納付を命じる放置違反金制度と、一定の取締り力を保持するための取締りの一部を民間委託する駐車監視員制度が施行されました。

谷口委員

この制度の実際取締りをしている駐車監視員の方と、その雇用主である法人がどうなっているのか、そのことについて確認させてください。

駐車対策課長

駐車監視員とは、道路交通法に基づき警察署長から放置車両の確認事務、この委託を受けた法人、つまり放置車両確認機関に所属いたしまして、その業務を行う者をいいます。

駐車監視員として活動するためには、法定の講習を受け、試験に合格しなければなりません。また、放置車両確認機関の役員については、一定の犯罪歴がない、あるいは暴力団関係者がいないなどの要件を満たさなければなりません。  
谷口委員

監視員の方はちゃんと講習を受けて試験もパスしなければいけないということあります。

それでは、本県の放置車両の確認機関との委託契約、どのようになっているのかお伺いしたいと思います。

駐車対策課長

現在県内54警察署のうち、横浜市内、川崎市内など交通量の多い40警察署の管内を12のブロックに分けて入札を行い、契約を行っております。

契約期間は3年でありまして、現在の契約は昨年の8月から平成32年7月までとなっております。

この契約に基づきまして、現在 146 名の駐車監視員が活動しております。

谷口委員

駐車監視員の方々、主にどういう業務を行っているのでしょうか。

駐車対策課長

駐車監視員は、その活動範囲であります駐車監視員活動ガイドラインの中、内側を巡回して放置車両の確認、標章の取付けを行っております。

谷口委員

今ガイドラインのお話が出ましたが、監視をするガイドラインというか範囲について、定めているということなのですが、それはどうやって決めているのですか。

駐車対策課長

警察署ごとに関係機関、団体などで構成します駐車監視員活動ガイドライン検討委員会を設置しております。同委員会において、管内の駐車実態や地域の要望、意見などを反映させて定めております。

なお、現在 202 路線、218 地域を定めております。

谷口委員

最近は再開発があつたりで、様々な状況が変わってくるのだろうと思うのですが、そうした変化にどのように柔軟に対応しているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

駐車対策課長

日々変化する駐車実態に対応するために、警察署では毎年駐車監視員ガイドラインの見直しを行っております。

なお、当課では、警察署別に駐車に関する 110 番通報箇所や過去の取締り状況を提供するなどして見直し作業を支援しているところであります。

谷口委員

毎年ということは、年 1 回見直しですよね。

駐車対策課長

はい、そのとおりでございます。

谷口委員

昨年 1 年間の駐車監視員による標章の取付け件数、それからその推移についてお伺いしたいと思います。

駐車対策課長

昨年県内では約 13 万 8,000 件の放置車両確認標章が取り付けられました。このうち駐車監視員は約 6 割に当たります 8 万 9,000 件を取り付けております。

なお、駐車監視員の標章の取付け件数は年々減少傾向にあり、制度発足当初と比べますと現在はその 6 割となっております。

谷口委員

6 割ということは、4 割減っているということなのだと思いますが、どのように分析をしていらっしゃるのですか。

駐車対策課長

昨年 1 年間の駐車に関する 110 番の件数は約 4 万 7,000 件、これは制度発足当初の 7 割に当たりまして、3 割の減少となっております。また、昨年 5 月に

測定しました幹線道路の一部における同一時間帯の路上駐車台数につきましては、制度発足当初の3割であり、約7割減少しているところでございます。

これらのことから、違法駐車車両そのものの減少が要因でないかと考えております。

谷口委員

恐らくそれだけ、少しでもとめれば標章を貼られるという、皆さん置いておけないという意識が高まっているのではないかと思うのですが、そういう意味でかなり大きな成果が出ているのだと思いますが、そうした中、違反車両がこうやって減少している中で、冒頭申し上げましたように、本来業務に加えて、例えばスピーカーでこの辺特殊詐欺が増えていますと呼び掛けるとか、本来業務からは離れるのですが、そういったこともできないのかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

駐車対策課長

委員の御指摘につきましては理解するところでございます。しかしながら、現在の成果を維持するためには、駐車監視員がそのガイドラインの中を一定の頻度で巡回することが大切と考えております。

また、広報活動など他の活動を実施させることにつきましては、確認作業に及ぼす影響、法的な妥当性などを勘案しますと、現段階では困難な面を伴うと考えているところであります。

谷口委員

確かに本来の業務に専念しなければいけないし、まだ、減ってきているとはいえ、駐車違反をした人たちとのやり取りの中で非常につらい思いもされているかと思いますので、今後の一つのオプションとして是非頭の中に残しておいていただければと思います。

最後に、今後の駐車監視員の効果的な運用について今後どのように進めていくのか、更に違法駐車を減らしていくためにどのように活用してくのか、お伺いしたいと思います。

駐車対策課長

県内の駐車実態は、例えば大型商業施設の出店や道路環境の整備などによって日々変化しております。この変化に対応するためには、定期的にガイドラインを見直すことが不可欠となります。

今後も変化する駐車実態に即応し、かつ地域の要望、意見を盛り込んだガイドラインとなるよう、恒常的に見直し作業を進め、安全で円滑な交通環境の構築に努めてまいりたいと思います。

谷口委員

違法駐車を減らしていくということは事故の減少にもつながっていきます。大和市内でも、多少スーパーの前とかで車が並んで、そこから人が出てきて危なかったというケースもありますし、また、そこで自転車が絡むということもあるでしょうし、是非この駐車監視員の方々にも効率的な動きによって更に違法駐車を減らしていくようにお願いをするとともに、駐車監視員の方が大変つらい思いを現場でされているかと思いますので、その辺様々ケアについても、委託をしているということなのですが、そうしたことも是非今後取り入れてい

ただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。